



第46回全国豊かな海づくり大会 千葉県実行委員会 【設立総会】

資料



令和7年10月20日（月）

中庁舎10階大会議室

目次 設立総会

<報告事項>

【資料１】全国豊かな海づくり大会の概要について・・・・・・・・・・ 3

<議 題>

第１号議案

【資料２】第４６回全国豊かな海づくり大会千葉県実行委員会の設立について・・・ 8

大会の概要

「全国豊かな海づくり大会」は、「水産資源の保護・管理と海や河川・湖沼の環境保全の大切さを広く国民に訴えるとともに、つくり育てる漁業の推進を通じて、水産業の振興と発展を図る」ことを目的に、昭和56年の第1回大会開催以来、毎年各地で開催されている国民的行事。

主 催：豊かな海づくり大会推進委員会と
千葉県実行委員会の共催

後 援：農林水産省、環境省

大会会長：衆議院議長



令和6年大分県大会
(写真提供：大分県)

これまでの大会の歩み

回	年	開催地
1	1981年（昭和56年）	大分県南海部郡鶴見町
2	1982年（昭和57年）	兵庫県城崎郡香住町
3	1983年（昭和58年）	和歌山県東牟婁郡串本町
4	1984年（昭和59年）	三重県志摩郡浜島町
5	1985年（昭和60年）	北海道紋別郡湧別町
	↓	
12	1992年（平成4年）	千葉県勝浦市
	↓	
41	2022年（令和4年）	兵庫県明石市（2巡目）
42	2023年（令和5年）	北海道厚岸町（2巡目）
43	2024年（令和6年）	大分県大分市、別府市（2巡目）
44	2025年（令和7年）	三重県志摩市、南伊勢町（2巡目）
45	2026年（令和8年）	大阪府岸和田市、泉佐野市
<u>46</u>	<u>2027年（令和9年）</u>	<u>千葉県（2巡目）</u>



平成4年千葉県大会
（勝浦市守谷海岸）

未開催の都県は、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、山梨県、長野県、岡山県

大会の主要行事等

大会 1 日目

名称	時間	内容
歓迎レセプション	夕方	- 県産農林水産物の食材を豊富に使ったおもてなし - 絵画・習字コンクール作品御覧 - 功績団体表彰受賞者等御懇談



令和元年秋田県大会
(写真提供:秋田県)

大会 2 日目

名称	時間	内容
式典行事	午前	- 功績団体等表彰 - 最優秀作文発表 - 稚魚等のお手渡し - 海づくりメッセージ - 大会決議 - 大会旗引継ぎ
海上歓迎・放流行事	午後	- 漁船等によるパレード - 稚魚放流



令和 6 年大分県大会 (写真提供:大分県)



大会両日

名称	内容
関連行事	・式典や放流行事の模様を映像中継 ・ステージイベント、企画展示、ふれあい体験 物産販売



令和6年大分県大会（写真提供：大分県）

機運醸成

名称	内容
機運醸成に向けた取組み	・1年前プレイベント ・県内各地での大会記念リレー放流 ・魚食・食育普及活動、環境保全活動 ・各種イベントでの広報、PR



令和7年三重県大会（写真提供：三重県）

これまでの選定の経過

開催決定の経緯

令和6年 6月 4日	千葉県漁業協同組合連合会が県に開催を要望
6月19日	知事が定例県議会において大会招致を表明
7月29日	知事から豊かな海づくり大会推進委員会に開催を申請
11月 5日	豊かな海づくり大会推進委員会から開催決定通知を受領
11月 7日	知事が定例記者会見において開催決定を公表



令和6年11月7日 知事定例記者会見

今年度の経過

令和7年 4月 1日	水産課内に大会推進室を設置
5月12日	第1回準備委員会を開催
7月14日	第2回準備委員会を開催
<u>10月20日</u>	<u>大会実行委員会設立（案）</u> <u>設立総会承認後、第1回総会を開催</u>



第1回準備委員会

設立趣旨（案）

「全国豊かな海づくり大会」は、「水産資源の保護・管理と海や河川・湖沼の環境保全の大切さを広く国民に訴えるとともに、つくり育てる漁業の推進を通じて、水産業の振興と発展を図る」ことを目的に、昭和56年の第1回大会開催以来、毎年各地で開催されている国民的行事です。

令和9年に、本県において本大会を開催することは、豊かな海や河川・湖沼などがもたらす恵みを次世代に引き継ぐため、つくり育てる漁業などの官民一体となった取組を推進する絶好の機会となります。

また、大会や関連イベントを通じて、本県の豊かな海や河川などといった自然環境の保全に対する県民の意識向上に繋がります。

さらに、豊かな海に関する文化芸術・スポーツ・観光など多様な資源・魅力を漁業と結びつけ、海業として推進する取組を県内外に広く発信することで本県のブランド価値を向上させ、水産業を核とした地域経済の活性化を図るとともに、多くの人が本県に集う機会となります。

平成4年の第12回大会以来35年ぶりとなる本県大会の成功に向け、その準備に万全を期するとともに、円滑な大会運営を行うため、県内の幅広い関係機関、関係団体の参画を得て、ここに「第46回全国豊かな海づくり大会千葉県実行委員会」を設立します。

実行委員会会則（案）抜粋

第2章 組織

（組織）

第4条 実行委員会は、会長、副会長、委員、監事、顧問及び参与（以下「委員等」という。）をもって組織する。

- 2 会長は、千葉県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、千葉県漁業協同組合連合会代表理事会長及び開催地市町村長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 監事は、千葉県会計管理者及び開催地市町村会計管理者をもって充てる。
- 6 顧問は、千葉県議会議長、千葉県議会農林水産常任委員会委員長及び開催地市町村議会の議長をもって充てる。
- 7 参与は、報道機関とし、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（委員等の職務）

第5条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき及び会長が特定の行為につき委任したときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、この会則に従い議事の審議をする。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。
- 5 顧問は、大会の運営方針に関し助言する。
- 6 参与は、大会の情報発信等に関し助言する。

（委員等の任期）

第6条 委員等の任期は実行委員会設立の日から第18条の規定により実行委員会が解散する日までとする。ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、特別の事由があるときは、委員等を解任することができる。

第3章 会議

(総会)

第8条 実行委員会の会議(以下「総会」という。)は、会長、副会長及び委員(以下「実行委員」という。)並びに、監事、顧問及び参与をもって組織する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 会則の制定及び改廃に関すること。

(2) 大会の企画及び運営に係る基本事項に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 幹事会に委任する事項に関すること。

(6) その他大会の開催に係る重要な事項に関すること。

5 総会は、実行委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

6 実行委員は、事故その他のやむを得ない理由により総会に出席できないときは、代理人若しくは書面による議決権の委任又は映像と音声によるウェブ会議システムの使用(代理人による使用を含む。)による議決権の行使ができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

7 監事、顧問及び参与は、代理人の出席又は映像と音声によるウェブ会議システムの使用(代理人による使用を含む。)により、総会に出席したものとみなす。

8 総会の議事は、出席した実行委員(第6項による出席を含む。)の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 会長は、必要があると認めるときは、事前に送付した議案に対し書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。

10 会長は、必要があると認めるときは、総会に委員等以外の者の出席を求めることができる。

第1章	総 則	第1条 (名称)、第2条 (目的)、第3条 (事業)
第2章	組 織	第4条 (組織)、第5条 (委員等の職務)、第6条 (委員等の任期)、第7条 (委員等の報酬及び旅費)
第3章	会 議	第8条 (総会)、第9条 (会長の専決処分)
第4章	幹事会	第10条 (幹事会)、第11条 (幹事長及び副幹事長の職務)、第12条 (専門部会)、第13条 (部会長の職務)
第5章	事務局	第14条 (事務局)
第6章	経費及び会計	第15条 (経費)、第16条 (事業計画、予算及び決算)、第17条 (会計)
第7章	解 散	第18条 (解散)
第8章	補 則	第19条 (事故の処理)、第20条 (委任)

大会の推進体制

共催

千葉県実行委員会

豊かな海づくり大会推進委員会

【体制】

会長：全国漁業協同組合連合会
委員等：全国漁業協同組合連合会、
全国豊かな海づくり推進協会、
日本水産資源保護協会、東京水産振興会、
海と渚環境美化・油濁対策機構、
全国漁港漁場協会、大日本水産会、
マリノアラム21、漁業情報サービスセンター、
全国内水面漁業協同組合連合会、
中央漁業操業安全協会、日本放送協会

【審議事項】

大会決議文作成、功績団体表彰、作文コンクールなど

総会

幹事会

専門部会

総務・広報
部会

式典・放流
行事部会

宿泊・輸送・
警備部会

※必要に応じて設置

事務局

千葉県実行委員会の組織体制

総会（75名）

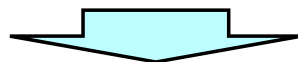
【体制】

会 長：知事
副会長：県漁連代表理事会長、開催地市町村長
委 員：水産・農林・環境・経済・観光・輸送団体等、
県関係機関、沿海市町村等、県警本部、海上保安部
監 事：県会計管理者、開催地市町村会計管理者
顧問：県議会議長、県農林水産常任委員会委員長、
開催地市町村議会議長
参 与：報道機関

【審議事項】

○基本構想
○基本計画
○実施計画
○事業計画及び事業報告
○予算及び決算 等

調査・審議付託



総会に付議すべき事項の提出
調査・審議結果の報告

幹事会（30名）

【体制】

幹 事 長：県農林水産部長
副幹事長：県漁連専務理事、開催地市町村水産担当部長
幹 事：水産・経済・観光団体、県関係機関、沿海市町村等、県警本部、海上保安部

【審議事項】

○総会に付議すべき事項
○その他大会の開催に関し、
会長が必要と認める事項

専門部会（①総務・広報部会、②式典・放流行事部会、③宿泊・輸送・警備部会）※必要に応じて設置

第 46 回全国豊かな海づくり大会千葉県実行委員会 会則（案）

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 この会は、第 46 回全国豊かな海づくり大会千葉県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 実行委員会は、第 46 回全国豊かな海づくり大会（以下「大会」という。）を開催するため、必要な事業を行うことを目的とする。

（事業）

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）大会の開催に必要な企画及び運営に関すること。
- （2）関係機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- （3）その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

第 2 章 組織

（組織）

第 4 条 実行委員会は、会長、副会長、委員、監事、顧問及び参与（以下「委員等」という。）をもって組織する。

- 2 会長は、千葉県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、千葉県漁業協同組合連合会代表理事会長及び開催地市町村長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 監事は、千葉県会計管理者及び開催地市町村会計管理者をもって充てる。
- 6 顧問は、千葉県議会議長、千葉県議会農林水産常任委員会委員長及び開催地市町村議会の議長をもって充てる。
- 7 参与は、報道機関とし、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（委員等の職務）

第 5 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき及び会長が特定の行為につき委任したときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、この会則に従い議事の審議をする。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。
- 5 顧問は、大会の運営方針に関し助言する。
- 6 参与は、大会の情報発信等に関し助言する。

（委員等の任期）

第 6 条 委員等の任期は実行委員会設立の日から第 18 条の規定により実行委員会が解散する日までとする。ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、特別の事由があるときは、委員等を解任することができる。

(委員等の報酬及び旅費)

第7条 委員等への報酬及び旅費は支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。

2 前項ただし書きの規定により報酬及び旅費を支給する場合には、千葉県職員の例に準じて支給する。

第3章 会議

(総会)

第8条 実行委員会の会議（以下「総会」という。）は、会長、副会長及び委員（以下「実行委員」という。）並びに、監事、顧問及び参与をもって組織する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 会則の制定及び改廃に関すること。

(2) 大会の企画及び運営に係る基本事項に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 幹事会に委任する事項に関すること。

(6) その他大会の開催に係る重要な事項に関すること。

5 総会は、実行委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

6 実行委員は、事故その他のやむを得ない理由により総会に出席できないときは、代理人若しくは書面による議決権の委任又は映像と音声によるウェブ会議システムの使用（代理人による使用を含む。）による議決権の行使ができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

7 監事、顧問及び参与は、代理人の出席又は映像と音声によるウェブ会議システムの使用（代理人による使用を含む。）により、総会に出席したものとみなす。

8 総会の議事は、出席した実行委員（第6項による出席を含む。）の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 会長は、必要があると認めるときは、事前に送付した議案に対し書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。

10 会長は、必要があると認めるときは、総会に委員等以外の者の出席を求めることができる。

11 前項の規定による委員等以外の者への報酬及び旅費は支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。

12 前項ただし書きの規定により報酬及び旅費を支給する場合には、千葉県職員の例に準じて支給する。

(会長の専決処分)

第9条 会長は緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないと認めるときは、前条第4項各号に掲げる事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

第4章 幹事会

(幹事会)

第10条 実行委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事（以下「幹事等」という。）をもって組織する。
- 3 幹事長は、千葉県農林水産部長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、千葉県漁業協同組合連合会専務理事及び開催地市町村の水産担当部長をもって充てる。
- 5 幹事は、会長が別に指名する者をもって充てる。
- 6 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 7 幹事会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) その他大会の開催に関し、会長が必要と認める事項に関すること。
- 8 第6条及び第7条の規定は、幹事等について、第8条第5項、第6項及び第8項から第12項までの規定は、幹事会について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第1項及び第2項、第7条第1項並びに第8条第10項及び第11項中「委員等」とあるのは「幹事等」と、第6条第2項、第7条第1項及び第8条第9項から第11項までの規定中「会長」とあるのは「幹事長」と、第8条第5項、第6項及び第8項中「実行委員」とあるものは「幹事等」と、第8条第5項、第6項及び第8項から第10項までの規定中「総会」とあるものは「幹事会」と読み替えるものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、幹事会の会議の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(幹事長及び副幹事長の職務)

第11条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第12条 幹事会には、専門的な観点から審議を行うため、次に掲げる専門部会を置くことができる。

- (1) 総務・広報部会
 - (2) 式典・放流行事部会
 - (3) 宿泊・輸送・警備部会
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、幹事長が必要と認めて設置する専門部会
- 2 専門部会は、幹事長が指名する部会員（以下「部会員」という。）をもって組織し、幹事長が必要に応じて招集する。
 - 3 専門部会の部会長は、部会員の中から互選によって決定し、会議の議長となる。
 - 4 専門部会の部会長は、専門部会で審議した結果について幹事会に報告する。
 - 5 第6条及び第7条の規定は部会員について、第8条第5項、第6項及び第10項から第12項までの規定は専門部会について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第1項及び第2項、第7条第1項、第8条第10項及び第11項中「委員等」並びに第8条第5項及び第6項中「実行委員」とあるものは「部会員」と、第6条第2項、第7条第1項、第8条第10項及び第11項中「会長」とあるものは「幹事長」と、第8条第5項、第6項、第10項中「総会」とあるものは「専門部会」と読み替えるものとする。
 - 6 前各項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(部会長の職務)

第13条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会員の互選によって部会長代理を決定する。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を千葉県農林水産部内に置く。

2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 経費及び会計

(経費)

第15条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画、予算及び決算)

第16条 実行委員会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

(会計)

第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日（初年度にあつては、実行委員会の設立の日）に始まり翌年3月31日に終了する。ただし、次条第1項の規定により解散したときは、この限りではない。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、千葉県の財務に関する諸規程に準ずるものとするほか、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第18条 実行委員会は、第2条の目的が達成され、総会において事業報告及び決算について議決を受けた後に解散する。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、千葉県に帰属するものとする。

第8章 補則

(事故の処理)

第19条 実行委員会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じた場合は、委員等の協力を得て、これを処理しなければならない。

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、令和7年 月 日から施行する。

【別表】

	区分	組織名	役職	備考
01	会長	千葉県	知事	
02	副会長	千葉県漁業協同組合連合会	代表理事会長	
03		開催地市町村（式典）	市町村長	
04		開催地市町村（海上歓迎・放流）	市町村長	
05	委員 （水産団体）	公益財団法人千葉県水産振興公社	理事長	
06		千葉県内水面漁業協同組合連合会	代表理事会長	
07		一般財団法人千葉県漁業振興基金	理事長	
08		東日本信用漁業協同組合連合会	経営管理委員会会長	
09		千葉県漁業共済組合	組合長理事	
10		全国共済水産業協同組合連合会 関東東海事業本部千葉支店 千葉県 JF 共済推進本部	会長	
11		日本漁船保険組合 千葉県支所	運営委員長	
12		全国漁業信用基金協会 千葉支所	執行役員	
13		一般社団法人千葉県漁港漁場協会	会長	
14		千葉県水産加工業協同組合連合会	代表理事会長	
15		千葉県漁協女性部連絡協議会	会長	
16		千葉県漁業士会	会長	
17	委員 （農林・環境団体）	千葉県農業協同組合中央会	代表理事会長	
18		千葉県森林組合連合会	代表理事会長	
19		一般財団法人千葉県環境財団	理事長	
20	委員 （各種団体）	一般社団法人千葉県商工会議所連合会	会長	
21		千葉県商工会連合会	会長	
22		千葉県中小企業団体中央会	会長	
23		千葉県経営者協会	会長	
24		千葉県経済同友会	代表幹事	
25		一般社団法人千葉県経済協議会	会長	
26		一般社団法人千葉県中小企業家同友会	会長	
27		公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー	代表理事	
28		公益社団法人千葉県観光物産協会	会長	
29		千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長	
30		成田国際空港株式会社	代表取締役社長	
31		東日本旅客鉄道株式会社千葉支社	支社長	
32		京成電鉄株式会社	代表取締役社長	
33		東日本高速道路株式会社 関東支社	観光推進役	
34		一般社団法人千葉県バス協会	会長	
35		一般社団法人千葉県タクシー協会	会長	
36		千葉県博物館協会	会長	

37	委員 (県関係機関)	千葉県総務部	部長	
38		千葉県総合企画部	部長	
39		千葉県防災危機管理部	部長	
40		千葉県健康福祉部	部長	
41		千葉県環境生活部	部長	
42		千葉県環境生活部スポーツ・文化局	局長	
43		千葉県商工労働部	部長	
44		千葉県農林水産部	部長	
45		千葉県県土整備部	部長	
46		千葉県企業局	局長	
47		千葉県教育庁	教育長	
48	委員 (沿海市町村等)	東京湾地域栽培漁業推進協議会 (事務局：富津市)	市長	
49		東安房地域栽培漁業推進協議会 (事務局：南房総市)	市長	
50		夷隅地域栽培漁業推進協議会 (事務局：いすみ市)	市長	
51		銚子・九十九里地域栽培漁業推進 協議会(事務局：銚子市)	市長	
52		千葉県市長会	会長	
53		千葉県町村会	会長	
54	委員 (警備関係)	千葉県警察本部	本部長	
55		開催地所管海上保安部	部長	
56	監事	千葉県	会計管理者	
57		開催地市町村(式典)	会計管理者	
58		開催地市町村(海上歓迎・放流)	会計管理者	
59	顧問	千葉県議会	議長	
60		千葉県議会農林水産常任委員会	委員長	
61		開催地市町村議会(式典)	議長	
62		開催地市町村議会(海上歓迎・放流)	議長	
63	参与	株式会社朝日新聞社 千葉総局	総局長	
64		株式会社読売新聞社 千葉支局	支局長	
65		株式会社毎日新聞社 千葉支局	支局長	
66		株式会社日本経済新聞社 千葉支局	支局長	
67		株式会社産業経済新聞社 千葉総局	総局長	
68		東京新聞 千葉支局	支局長	
69		一般社団法人共同通信社 千葉支局	支局長	
70		株式会社時事通信社 千葉支局	支局長	
71		日本放送協会 千葉放送局	局長	
72		株式会社千葉日報社	編集局長	
73		千葉テレビ放送株式会社	報道局長	
74		株式会社日刊工業新聞社 千葉支局	支局長	
75		株式会社ベイエフエム	代表取締役社長	

第 46 回全国豊かな海づくり大会千葉県実行委員会幹事会 運営規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、第 46 回全国豊かな海づくり大会千葉県実行委員会会則（以下「会則」という。）第 10 条の規定により設置する幹事会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 幹事等は、別表に掲げる職にある者を充てる。

（事務局）

第 3 条 幹事会の事務局は、千葉県農林水産部内に置く。

（補則）

第 4 条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附則

この会則は、令和 7 年 月 日から施行する。

【別表】

	区分	組織名	役職	備考
01	幹事長	千葉県農林水産部	部長	
02	副幹事長	千葉県漁業協同組合連合会	専務理事	
03		開催地市町村（式典）	水産担当部長	
04		開催地市町村（海上歓迎・放流）	水産担当部長	
05	幹事	（公財）千葉県水産振興公社	常務理事	
06	（各種団体）	千葉県商工会連合会	専務理事	
07		（一社）千葉県商工会議所連合会	専務理事	
08		（公社）千葉県観光物産協会	専務理事	
09	幹事	千葉県総務部	次長	
10	（県関係機関）	千葉県総合企画部	次長	
11		千葉県防災危機管理部	次長	
12		千葉県健康福祉部	次長	
13		千葉県環境生活部	次長	
14		千葉県環境生活部スポーツ・文化局	次長	
15		千葉県商工労働部	次長	
16		千葉県農林水産部	水産局長	
17		千葉県県土整備部	次長	
18		千葉県企業局	土地管理部次長	
19		千葉県教育庁	企画管理部長	
20		（開催地所管地域振興事務所）	所長	
21	幹事 （沿海市町村等）	東京湾地域栽培漁業推進協議会 （事務局：富津市）	建設経済部長	
22		東安房地域栽培漁業推進協議会 （事務局：南房総市）	農林水産部長	
23		夷隅地域栽培漁業推進協議会 （事務局：いすみ市）	水産商工観光課長	
24		銚子・九十九里地域栽培漁業推進協議会 （事務局：銚子市）	水産課長	
25		千葉県市長会・千葉県町村会	事務局長	
26	幹事	千葉県警察本部交通部交通規制課	課長	
27	（警備関係）	千葉県警察本部警備部警備課	課長	
28		第三管区海上保安本部警備救難部警備課	課長	
29		開催地所管海上保安部交通課	課長	
30		開催地所管海上保安部警備救難課	課長	

第 46 回全国豊かな海づくり大会千葉県実行委員会事務局運営規程（案）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、第 46 回全国豊かな海づくり大会千葉県実行委員会会則第 14 条第 2 項の規定により、第 46 回全国豊かな海づくり大会千葉県実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 事務局

（設置）

第 2 条 事務局は、千葉県農林水産部内に置く。

（業務）

第 3 条 事務局は、第 46 回全国豊かな海づくり大会千葉県実行委員会（以下「実行委員会」という。）に関する事務を処理する。

（職員）

第 4 条 事務局には次の職員を置く。

- （1）事務局長
- （2）事務局次長
- （3）事務局員

2 前項の職員は、別表第 1 に掲げる千葉県職員（派遣職員を含む。）をもって充てる。

3 事務局長は、第 1 項に定める職員のほか、特に必要があると認めるときは、会計年度任用職員等を置くことができる。

（職務）

第 5 条 事務局長は、第 46 回全国豊かな海づくり大会千葉県実行委員会会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局を統括し、第 4 条第 1 項に掲げる職員（以下「事務局職員」という。）を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局の事務を掌理するとともに、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局員は、上司の命を受けて担当の事務に従事する。

第 3 章 事務の決裁

（専決）

第 6 条 事務局長、事務局次長は、別表第 2 に掲げる事項について専決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、その内容により専決することが適当と認められるものについては、前項の規定に準じて専決することができる。

（代決）

第 7 条 事務局長の専決事項について、事務局長が不在のときは、事務局次長が代決することができる。

2 前項の規程にかかわらず、重要又は異例に属すると認められるものについては、代決することができない。ただし、事務局長があらかじめ処理の方針を示したものについては、この限りではない。

- 3 事務局次長は、第1項及び第2項の規程により代決した事項について、事後速やかに事務局長へ報告しなければならない。ただし、定例または軽易なものについては、この限りではない。

第4章 文書

(文書の管理)

第8条 施行する文書には、「豊海千」の記号及び会計年度の通ずる一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

(帳簿等)

第9条 文書の取り扱いに要する帳簿及びその様式は、次に定めるところによる。

- (1) 文書番号簿 別記第1号様式
- (2) 起案用紙 別記第2号様式
- (3) 公印使用簿 別記第3号様式

(文書の取り扱い)

第10条 前2条に定めるもののほか、文書の取り扱いについては、千葉県の実例による。

第5章 公印

(公印)

第11条 事務局で使用する公印の名称、寸法、ひな型及び書体は別表第3のとおりとする。

- 2 前項に定める公印の管守者は、事務局長とする。
- 3 この章に定めるもののほか、公印の取り扱いについては、千葉県の実例による。

第6章 服務及び旅費

(服務)

第12条 事務局職員にかかる服務の取扱いは、千葉県職員の実例による。

(旅費)

第13条 事務局職員以外の者へ、実行委員会業務のために旅行を依頼したときは、費用弁償として、実行委員会から旅費を支給することができる。

- 2 前項の規定による旅費の額は、千葉県職員の実例による。

第7章 財務及び会計

(財務及び会計)

第14条 実行委員会の財務及び会計については、別に定める。

第8章 補則

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附則

この規程は、第46回全国豊かな海づくり大会千葉県実行委員会設立の日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

事務局職名	千葉県職員としての職名
事務局長	農林水産部水産課長
事務局次長	農林水産部水産課 副参事兼豊かな海づくり大会推進室長
事務局員	農林水産部水産課 豊かな海づくり大会推進室職員

別表第 2（第 6 条関係）

区分	専決事項
事務局長	1 事業計画に基づく各種事項の実施方針に関すること 2 事務局の組織及び運営に関すること 3 各種規程の制定及び改廃に関すること 4 予算編成及び執行、決算並びに会計処理に関すること 5 寄附金及び協賛に関すること 6 総会、幹事会の開催及び運営に関すること 7 会長名をもってする重要な事項に関すること 8 その他重要な事務に関すること
事務局次長	1 事業計画に基づく各種事項の実施に関すること 2 専門部会の開催及び運営に関すること 3 会長名をもってする軽易な事項に関すること 4 その他重要な事務以外の事務に関すること

別表第 3（第 11 条関係）

名称	寸法 (ミリメートル)	ひな型	書体
第 46 回全国豊かな海づくり大会 千葉県実行委員会会長印	方 30	第 46 回 全 国 豊 かな 海 づ く り 大 会 千 葉 県 実 行 委 員 会 会 長 之 印	てん書体
第 46 回全国豊かな海づくり大会 千葉県実行委員会事務局長印	方 27	第 46 回 全 国 豊 かな 海 づ く り 大 会 千 葉 県 実 行 委 員 会 事 務 局 長 之 印	てん書体

別記第 1 号様式

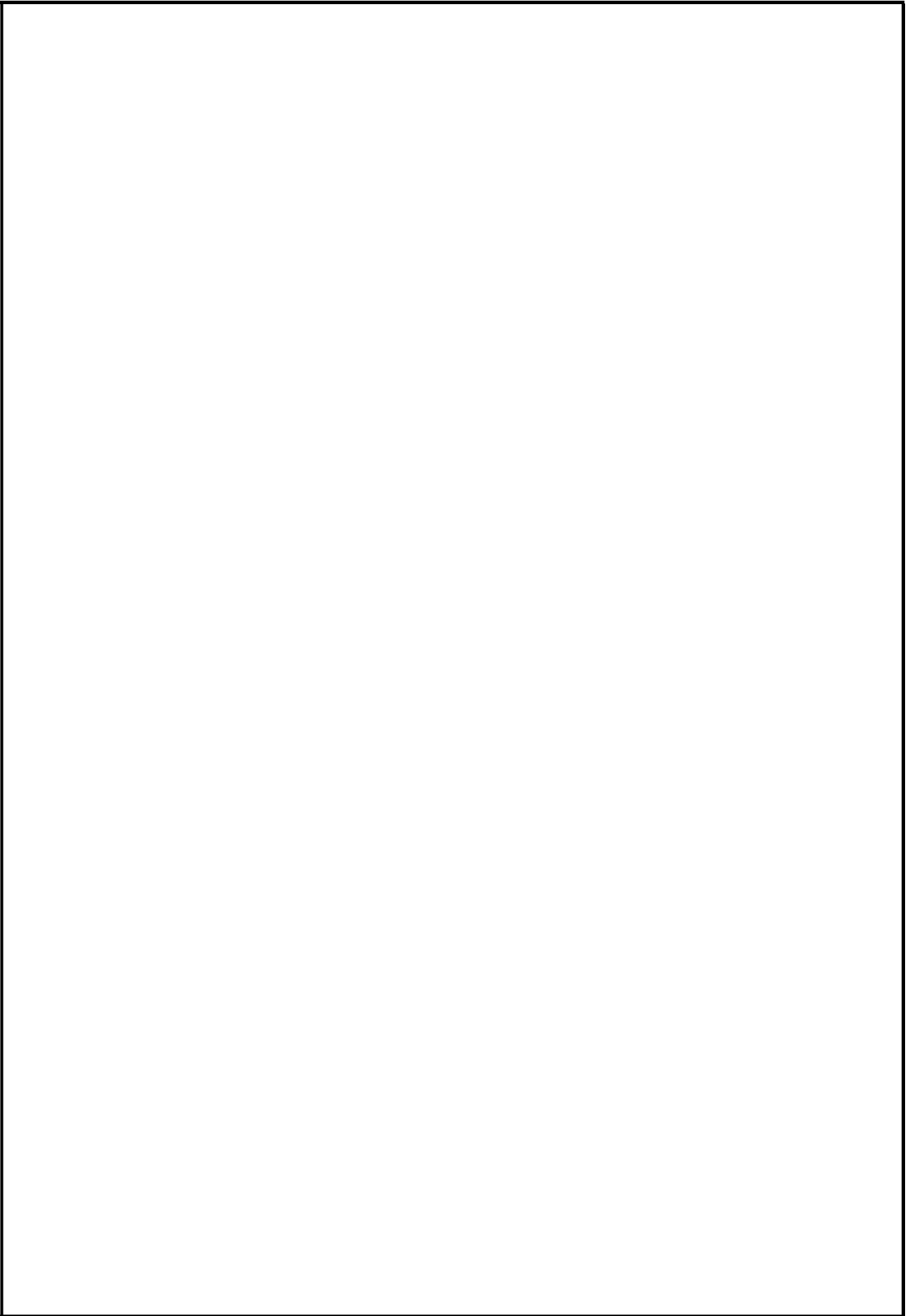
[illegible]

別記第2号様式

起案用紙

所属	第46回全国豊かな海づくり大会 千葉県実行委員会	施行区分			
		・(簡易)書留 ・速達・(配達・内容)証明 ・()			
処理 期限	令和 年 月 日				
収受 月日	令和 年 月 日	文 書 審 査		浄 書	
起案 月日	令和 年 月 日			照 合	
決裁 月日	令和 年 月 日	公印使 用確認		保 存 期 間	年
施行 月日	令和 年 月 日			保 存 期 限	年
文書 番号	豊海千第 号	起案者 職氏名		電話	
施 行 先					
件名					
決裁					
			第46回全国豊かな海づくり大会千葉県実行委員会		

(その二)



別記第3号様式

[illegible]